

まん延防止等重点措置の適用に伴う 県民・事業者の皆様への要請等

令和4年1月25日

(令和4年2月18日 一部変更)

青 森 県

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請等（概要）

1. 期 間	令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで 令和4年2月21日（月）から3月 6日（日）まで【延長】
2. 措置区域	弘前市
3. 目 的	新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、新規感染症患者の発生を抑制し、医療の逼迫を回避するとともに、日常生活に不可欠な社会機能を維持する。
4. 主な要請内容	
(1) 県民向けの要請 ① 外出・移動等 ② 飲食店の利用等 (2) 事業者向けの要請 ① 飲食店等 ② 大規模集客施設等 ③ イベントの開催制限 ④ 職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none">■ 不要不急の都道府県間の移動の自粛 等■ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと■ 飲食店等を利用する際は、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 等 <ul style="list-style-type: none">■ 営業時間の短縮■ 同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること 等■ 入館をする者の整理 等■ 規模要件に沿ったイベントの開催■ 出勤者数の削減の取組の推進 等

1. 県民向けの要請

(1) 外出・移動の制限

【特措法第31条の6第2項に基づく要請】

- 営業時間の変更を要請した時間（20時）以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
 - ※ 対象者全員検査を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

(2) 飲食店等の利用・会食等

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 飲食店等を利用する際は、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
 - ※ 対象者全員検査による人数上限の緩和は適用しない

2. 事業者向けの要請

(1) 飲食店等への要請

対象期間	令和4年1月27日(木)0時から 令和4年2月20日(日)24時まで 令和4年2月21日(月)0時から 令和4年3月6日(日)24時まで【延長】	
対象施設	食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店 (宅配・テイクアウトを除く) ※ 結婚式場、カラオケボックス等を含む	
対象区域	弘前市	
要請内容	【特措法第31条の6第1項等に基づく要請】	
	あおもり飲食店感染防止対策認証店	認証店以外
	① ■ 5時から20時までの時間短縮営業 ■ 酒類の提供を行わないこと 【協力金：3～20万円/日】 ② ■ 5時から20時までの時間短縮営業 ■ 11時から20時まで酒類提供可 【協力金：2.5万円～20万円/日】 ※ 上記①と②のいずれかを選択可能	■ 5時から20時までの時間短縮営業 ■ 酒類の提供を行わないこと 【協力金：3～20万円/日】
【特措法第24条第9項に基づく要請】 ■ 同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること ※ 対象者全員検査による人数上限の緩和は適用しない		

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

弘前市を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、**営業時間短縮等の要請**について、感染防止対策を徹底した上で、**全面的に応じていただいた場合に「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」**を支給します。

【対象となる要件】

- ① 弘前市で、**食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等**（※1、※2）を運営する事業者
 ※1 宅配・テイクアウトを除く ※2 結婚式場、カラオケボックス等を含む
- ② **令和4年1月26日（水）以前から開業しており、令和4年1月27日（木）0時から令和4年2月20日（日）24時までの期間、5時から20時までの時間短縮営業及び酒類の提供を行わないことに全面的に応じていただくこと。**
 ※ 同一グループ同一テーブルでの会食を4人以内とすること。
 ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
 ※ 従前より5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
 ※ 準備期間を要する場合は、遅くとも令和4年1月29日（土）までには開始すること。

【支給額の単価】

①5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×25日間（1月29日までに開始する場合は御協力いただいた日数分）		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		～7万5,000円	7万5,000円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 （1日の売上高の4割）	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日		
大企業（B 売上高減少額による方法）				

②5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供は11時から20時まで）※あおもり飲食店感染防止対策認証店のみ選択可

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×25日間（1月29日までに開始する場合は御協力いただいた日数分）		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 （1日の売上高の3割）	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日又は前年若しくは前々年の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（B 売上高減少額による方法）				

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金【延長分】

弘前市を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、**営業時間短縮等の要請**について、感染防止対策を徹底した上で、**全面的に応じていただいた場合に「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」**を支給します。

【対象となる要件】

- ① 弘前市で、**食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等**（※1、※2）を運営する事業者
 ※1 宅配・テイクアウトを除く ※2 結婚式場、カラオケボックス等を含む
- ② **令和4年2月20日（日）以前から開業しており、令和4年2月21日（月）0時から令和4年3月6日（日）24時までの期間、5時から20時までの時間短縮営業及び酒類の提供を行わないことに全面的に応じていただくこと。**
 ※ 同一グループ同一テーブルでの会食を4人以内とすること。
 ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
 ※ 従前より5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
 ※ 準備期間を要する場合は、遅くとも令和4年2月23日（水）までには開始すること。

【支給額の単価】

①5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×14日間（2月23日までに開始する場合は御協力いただいた日数分）		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高		
		～7万5,000円	7万5,000円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 （1日の売上高の4割）	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年、前々年又は前々々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日		
大企業（B 売上高減少額による方法）				

②5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供は11時から20時まで）※あおり飲食店感染防止対策認証店のみ選択可

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×14日間（2月23日までに開始する場合は御協力いただいた日数分）		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高		
		～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 （1日の売上高の3割）	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年、前々年又は前々々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日又は前年、前々年若しくは前々々年の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（B 売上高減少額による方法）				

2. 事業者向けの要請

(2) 大規模集客施設（1,000㎡超）への要請

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館等	<p>【特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の5に基づく要請】</p> <p>※ 特措法施行令第11条第1項に規定される施設（1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 従業員に対する検査の推奨 ■ 入場をする者の整理等 ■ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ■ 正当な理由がなく、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ■ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター等	
遊技施設	マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋等	

2. 事業者向けの要請

(2) 大規模集客施設（1,000㎡超）への要請

【大規模な集客施設における入場者の整理等（人数管理・人数制限等）の例示】

■ 施設全体での措置

- 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

■ 売場別の措置

- 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

2. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 「イベントの開催制限の考え方について（令和4年1月27日～）」に沿ったイベントの開催を要請

		感染防止安全計画策定（注1）	その他 （感染防止安全計画を策定しないイベント）
【参考】 青森県における 令和4年1月26日 までの取扱い	人数上限（注3）	収容定員まで	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
青森県全域	時短	要請なし	要請なし
	人数上限（注3）	20,000人（注4）	5,000人
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※1 イベント主催者等は、イベント開催時に必要となる感染防止対策への対応状況について、別途定めるチェックリストによりHP等で公表し1年間保管すること。

※2 1月28日（金）までを周知期間とし、同日までにチケットが販売されたイベントについては、従前の要件による開催を可能とする（キャンセルは不要）。
ただし、1月29日（土）以降は、各種開催要件を満たすイベントのチケットのみ販売可能。

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）感染防止安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）対象者全員検査による人数上限等の緩和は適用しない

2. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

【特措法に基づかない協力依頼】

■ 重点措置区域以外共通

- 職場においては、感染防止のための取組（※）や、「三つの密」等を避ける行動を徹底すること
 - ※ 感染防止のための取組
手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等
- 職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践すること
- 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと

■ 重点措置区域

- 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進すること
- 接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進すること
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底すること
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続すること